

1. 施設利用規則

本施設の施設利用規則について、下表に示す「市の想定する基準」に基づき、「提案の考え方」に沿った形で提案すること。

表 施設利用規則

事項	市の想定する基準	提案の考え方
使用時間	・午前 9 時から午後 10 時までとする。 ・第 1 ホール及び第 2 ホール、各ホールの使用の一環として使用する場合は、施設使用者の求めにより延長利用を可能とする。 ・施設使用者の延長利用の求めに対しては、管理運営に支障のない限り柔軟に対応すること。	原則として市の想定を基準に提案することとするが、これを上回る提案（使用時間の拡張等）は妨げない。
開館時間	・原則として使用時間と同等とする。 ・夜間の施設利用がない場合や施設保守点検日など、施設利用者に影響がないと判断される場合は、事業者の判断で午後 5 時 30 分以降での早期閉館を認める。 ・早期閉館する場合は、事前広報に努める等、利用者サービスに支障をきたすことがないように運営すること。	原則として市の想定を基準に提案することとするが、これを上回る提案（開館時間の拡張等）は妨げない。
休館日	・休館日は、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までとする。 ・事業者は、市と協議の上、利用者サービスの向上を図るものと認められた場合には、休館日を開館日とすることができる。 ・施設点検日等、市が特に必要であると認めるときは、休館日以外の日を臨時に休館日または使用許可をしない区分を設けることができる。 ・上記の休館日または使用許可をしない区分を設ける場合は、市の定める方法により事前に市に報告すること。	原則として市の想定を基準に提案することとするが、これを上回る提案（開館日の拡張等）は妨げない。

事項	市の想定する基準	提案の考え方
利用区分	・ 午前：9:00～12:00・午後：13:00～16:30・夜間：17:30～22:00 ・ 午前午後：9:00～16:30・午後夜間：13:00～22:00・一日：9:00～22:00	原則として市の想定を基準に提案することとするが、これと異なる区分や、諸室ごとに異なる区分設定などを提案することは妨げない。
利用料金の基準額	2. に示すとおり	・ ホールについて、営利性が低い市民利用等（入場料 3000 円以下の区分を想定）の利用料金については、原則として市の想定を基準に提案すること。 ・ ホールについて、営利性が高い興行利用等（入場料 3000 円を超える区分を想定）の利用料金については、市の想定に関わらず、民間のノウハウ、経営感覚に基づく柔軟な料金区分や料金設定の提案を期待する。 ・ 主に想定される料金区分や料金設定は、「入場料 5,000 円超よりさらに高額な料金区分の新設」、「物販手数料の導入」、「営利性が高い興行利用等に対するより高額な利用料金の設定」等があるが、これらは提案イメージを明確化するために例示するものであり、必ずしもこれら全ての提案を求める、もしくはこれら以外の提案を妨げるものではない。 ・ ホール以外について、原則市の想定を基準に提案することとするが、これと異なる提案は妨げない。また、スタジオの本番利用等の営利性が高い利用等については、ホールにおける営利性が高い興行利用等の考え方に準ずる。

事項	市の想定する基準	提案の考え方
使用申請 受付時期	<一般申込> ・ホールの使用、およびホールの使用の一環としてその他の諸室または附属設備を使用する場合は、使用しようとする日の属する月の12カ月前から。 ・その他の場合にあっては、使用しようとする日の属する月の7カ月前から。 ・芸術文化の向上に資する行事で市長が特に必要と認めるものは、別途定める時期以降に申込を行うことができる。(特別申請)	原則として市の想定通りとする。
	<特別申請> ・次のアからウに該当する場合は、原則としてホールを使用しようとする日の属する月の36カ月前から12か月前までとする。ただし開業準備期間の受付時期については事業者の提案する時期以降とする。 - ア 市または市の機関が主催する行事 - イ 外国アーティスト等で企画に長時間を要する行事 - ウ (公財)名古屋フィルハーモニー交響楽団が主催する演奏会 ・次のエからクに該当する場合は、原則としてホールを使用しようとする日の属する月の24カ月前から12か月前までとする。 - エ 事業者または事業団が、新たな劇場の自主事業として実施する行事 - オ ネーミングライツスポンサーが、ネーミングライツ契約に基づいて主催する行事。(ただし契約に定める使用可能日数の半数を上限とする) - カ ホールごとに定める要件に合致する行事(注1) - キ ホールを連続して全日2日以上使用する行事 - ク 全国的な規模の行事 (次ページへ続く)	原則として市の想定通りとする。 (次ページへ続く)

事項	市の想定する基準	提案の考え方
	(前ページより) (注1) ホールごとに定める要件は以下の通りとする 第1ホール：事業者が、要求水準書「第8-2(3)ウ 戦略的貸館業務」に定める戦略的貸館事業として誘致する舞台芸術公演 第2ホール：名古屋を活動の基盤として、文化芸術活動を主たる目的に継続的に活動する個人又は団体が、自ら主催・企画し、かつ自ら出演する舞台芸術公演 ※特別申請にかかる付帯条件 ・特別申請ができるものは、芸術文化の向上に資する行事に限る ・特別申請の優先順位は、原則としてアを第1順位とし、以下イからクの順位とする。 ・特別申請により使用可能な日数は、原則としてホールごとに、各月各曜日の合計の2分の1以内とする。ただし連続8日以上ロングラン利用かつ平日の利用部分に限り、各月各曜日の4分の3以内とする。 ・区分のエ及びカを事由とする使用（カは第1ホールに限る）については、過度に他の利用を阻害することがないように、時期や回数等に配慮すること。 ・区分カを事由とする使用（第2ホールに限る）については、同一の個人又は団体に対し1年度に1度を限度とする。（他事由、一般申込には適用しない）	(前ページより)
使用申請 受付方法	・受付業務全般において、平等利用の確保に留意すること。使用希望の競合が想定される使用申請受付期間の開始にあたっては、特に留意すること。 ・使用申請の受付、使用許可を行う際には、条例、規則の規定を遵守すること。また、使用許可の判断に際しては、本施設内、隣接施設及び近隣住民等への騒音・振動等の影響に留意すること。	市の想定に留意して提案すること。

事項	市の想定する基準	提案の考え方
連続利用 日数	・第1ホールは連続14日を限度とし、第2ホールは連続7日を限度とする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。	原則として市の想定通りとする。

2. 利用料金

① 共通事項

- ・②に、市が想定するホール、附属設備、諸室、駐車場の利用料金の基準額（本施設の設置管理条例に規定する金額）を示している。
- ・特に記載が無い限り、単位は全て円単位とする。
- ・想定する利用区分は1. に示すとおりとする。
- ・ホール以外の諸室の延長利用は、ホールの使用の一環として使用する場合に限り可能とする。
- ・名古屋市民会館条例施行細則第6条に定める利用料金の減免は、原則として本事業においても適用する。また、同第4号に定める事由及び金額を設定しようとする場合は、その内容について提案すること。なお現市民会館の指定管理者が同号に基づき定めている事由及び金額を以下に示すので、必要に応じて提案の参考とすること。
 - （1）指定管理者が市長の承認を得て定める事由として、市外の学校教育法第1条に規定する学校が学生、生徒、児童及び幼児のため並びに児童福祉法第39条に規定する保育所が幼児等のための芸術文化行事のために使用するとき。（ホール利用料金の1／5相当額）
 - （2）指定管理者が市長の承認を得て定める事由として、市内及び市外の児童福祉法第39条の2に規定する幼保連携型認定こども園が幼児等のための芸術文化行事を行うために使用するとき。（ホール利用料金の1／5相当額）
 - （3）指定管理者が市長の承認を得て定める事由として、学校並びに学生、生徒、児童及び幼児を構成団体又は構成員とする連合体（連盟等）が芸術文化行事のために使用するとき（ホール利用料金の1／5相当額）
 - （4）指定管理者が市長の承認を得て定める事由として、次に掲げる者が乗車している自動車を駐車場に駐車させる場合であって、事前に交付された主催者駐車券を係員に提示したとき。

名古屋市民会館の当日利用者で、事前に交付された主催者駐車券（大ホール5枚、中ホール4枚、第1会議室・第2会議室・特別会議室・第1リハーサル室・第2リハーサル室各1枚）を有する者。（使用区分の前後30分を含む駐車場の利用料金）
- ・名古屋市民会館条例施行細則第8条第1項に定める利用料金の還付は、原則として本事業においても適用する。また、同第3号に定める事由及び金額を設定しようとする場合は、その内容について提案すること。

② 利用料金の基準額

【第1ホール】(2100席での整備を前提とした場合の想定)

○平日

入場料の額	午前	午後	午前午後	夜間	午後夜間	全日	延長(30分)
1000円以下	150,000	175,000	293,000	225,000	360,000	440,000	31,000
1000円超 3000円以下	195,000	227,500	380,900	292,500	468,000	572,000	40,300
3000円超 5000円以下	255,000	297,500	498,100	382,500	612,000	748,000	52,700
5000円超	330,000	385,000	644,600	495,000	792,000	968,000	68,200

○土休日

入場料の額	午前	午後	午前午後	夜間	午後夜間	全日	延長(30分)
1000円以下	188,000	219,000	366,000	281,000	450,000	550,000	39,000
1000円超 3000円以下	244,400	284,700	475,800	365,300	585,000	715,000	50,700
3000円超 5000円以下	319,600	372,300	622,200	477,700	765,000	935,000	66,300
5000円超	413,600	481,800	805,200	618,200	990,000	1,210,000	85,800

【第2ホール】（1400席での整備を前提とした場合の想定）

○平日

入場料の額	午前	午後	午前午後	夜間	午後夜間	全日	延長(30分)
1000円以下	112,000	131,000	219,000	168,000	269,000	329,000	23,000
1000円超 3000円以下	145,600	170,300	284,700	218,400	349,700	427,700	29,900
3000円超 5000円以下	190,400	222,700	372,300	285,600	457,300	559,300	39,100
5000円超	246,400	288,200	481,800	369,600	591,800	723,800	50,600

○土日

入場料の額	午前	午後	午前午後	夜間	午後夜間	全日	延長(30分)
1000円以下	140,000	164,000	274,000	210,000	336,000	411,000	29,000
1000円超 3000円以下	182,000	213,200	356,200	273,000	436,800	534,300	37,700
3000円超 5000円以下	238,000	278,800	465,800	357,000	571,200	698,700	49,300
5000円超	308,000	360,800	602,800	462,000	739,200	904,200	63,800

【附属設備利用料】

- ・名古屋市民会館条例施行細則第4条及び別表に定めるとおりとする（令和8年10月1日より施行される基準額とする）。
- ・既存施設に無い新たな附属設備を導入する場合には、既存の附属設備と整合性のとれる金額とする。

【楽屋】（中楽屋は1室あたり30㎡、大楽屋は1室あたり60㎡での整備を前提とした場合の想定）

室名	午前	午後	午前午後	夜間	午後夜間	全日	延長(30分)
小・特別楽屋	ホール利用者の無料利用分						
中楽屋／室	900	900	1,800	900	1,800	2,700	200
大楽屋／室	1,700	1,700	3,400	1,700	3,400	5,100	400

【スタジオ】（第1スタジオは1室400㎡、第2スタジオは1室290㎡での整備を前提とした場合の想定）

室名	午前	午後	午前午後	夜間	午後夜間	全日	延長(30分)
第1スタジオ	8,200	9,600	16,000	12,300	19,700	24,100	1,800
第2スタジオ	6,000	7,000	11,700	9,000	14,400	17,600	1,300

・スタジオで本番利用を行う場合の利用料金は、表の利用料金の2倍とする。

【練習室】（各室85㎡での整備を前提とした場合の想定）

室名	午前	午後	午前午後	夜間	午後夜間	全日	延長(30分)
練習室1	1,900	2,200	3,700	2,900	4,600	5,600	400
練習室2	1,900	2,200	3,700	2,900	4,600	5,600	400
練習室3	1,900	2,200	3,700	2,900	4,600	5,600	400
練習室4	1,900	2,200	3,700	2,900	4,600	5,600	400

【会議室】（第1会議室は1室あたり190㎡、第2、第3会議室は1室あたり70㎡での整備を前提とした場合の想定）

室名	午前	午後	午前午後	夜間	午後夜間	全日	延長(30分)
第1会議室	8,200	9,600	16,000	12,300	19,700	24,100	1,700
第2会議室	2,600	3,000	5,000	3,900	6,200	7,600	500
第3会議室	2,600	3,000	5,000	3,900	6,200	7,600	500

【駐車場】

- ・1台30分につき、200円とする。